

2023年12月1日

株主各位

富山県南砺市井波1番地1
(本社大阪事務所 大阪市北区中之島三丁目2番4号)

大建工業株式会社

代表取締役
社長執行役員 **億田正則**

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会において、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決議事項

第1号議案

株式併合の件

本件は原案どおり承認可決され、2023年12月25日を効力発生日として、当社株式4,737,650株を1株に併合することといたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本臨時株主総会において、2023年12月25日をもって、4,737,650株を1株に併合すること及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

本株式併合及び単元株式数の廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。2024年1月下旬を目途に、当社より端数株式相当分の処分代金の受取方法等に関するご案内を差しあげますので、お待ちいただけますようお願い申し上げます。

1. 1株に満たない端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却については、当社株式が2023年12月21日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと等を踏まえ、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、BPインベストメント合同会社（公開買付者）に売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前営業日である2023年12月22日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,000円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付することができるような価格に設定する予定です。

端数株式相当分の処分代金は、2024年3月下旬から4月上旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

- | | |
|-------------------------|------------------------------------|
| 2023年12月20日（予定） | 当社株式の売買最終日 |
| 2023年12月21日（予定） | 上場廃止日 |
| 2023年12月25日（予定） | 本株式併合の効力発生日 |
| 2024年1月下旬（予定） | 株主の皆様へ端数株式相当分の処分代金の受取方法等に関するご案内を送付 |
| 2024年3月下旬から
4月上旬（予定） | 端数株式相当分の処分代金の交付開始 |

以 上